

レンタカー利用規約

1. 貸渡人は、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成 16 年 3 月 16 日付け国自旅第 234 号）により運転者に係る情報提供を行うほか、貸渡しに付随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならないと定められています。したがって、借受人は、自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることができません。
2. レンタカーは、ご利用代金のお支払いと、保証金の預かりをもって成立いたします。保証金のお預かりは、クレジットカードによる利用枠決済登録により完了いたします。レンタルが終わり、車両返却後、車両、その他機器に破損、汚損がないことを確認後、一定期間をもって、保証金預かり時のクレジットカード決済はキャンセルされます。返却時に破損、汚損があった場合は、これらの修理、原状回復費用の金額に変更の上、クレジットカード決済を実決済させていただきます。なお、預かり保証金の金額を超えて、修理、原状回復費用が発生した場合は、追加の差額を別途請求し、お支払いいただきます。

福祉車両利用規約

1. レンタカーは、貸し出し時と同じ状態にしてご返却ください。
破損、汚損がある状態でご返却された場合、別途清掃、修理等の代金をいただきます。
2. 車両は燃料を満タンで返却してください。
3. 車両内は、すべて禁煙です。電子タバコを含め、喫煙の形跡があった場合は、当該のクリーニング費用とノンオペレーションチャージを請求させていただきます。
窓口は、助手席側の上下に開閉する扉のことです。
4. 車両後部のリフトを含むすべての車両、機器は、オフィシャルサイトに記載、または当該機器に付属の取扱説明書をよくお読みいただき、すべてご利用者様の責任の下、正しくお使いください。フランクレンタカーは、リフトを含め車両利用時の事件、事故について一切責任を負わず、すべての事象から免責されます。